なんぎんインターネットバンキング利用規定

当行は、お客さまご自身によるインターネットバンキングの登録について、当行がこれを承諾した場合は、この規定に係る取引の契約が成立するものとします。

第１条　なんぎんインターネットバンキングサービス

１．「なんぎんインターネットバンキング」（以下「本サービス」といいます）とは、スマートフォン、パソコン等、当行所定の利用可能電子機器を使用して、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）が依頼することにより、残高照会等の口座情報の提供、振込・振替等の取引、その他当行所定のサービスを利用することができるサービスをいいます。(当行は、スマートフォンのご利用を推奨しています。)

２．本サービスは、お客さまの利用可能電子機器より、本サービスの初期設定等を行っていただきますと、すぐに残高照会等の口座情報の確認が可能となります。
資金移動をご利用になる場合は、ワンタイムパスワードが必須（第９条参照）となります。また、振込・振替および税金・各種料金の払込み（ペイジー）限度額の初期値は、当行で定めた値となっております。

３．本サービスを利用できる口座は、お客さまが本サービスに登録（設定）したご本人様名義の口座（以下「利用口座」といいます）となります。
なお、本サービス初回利用登録の際に登録した口座を「代表口座」といいます。(「代表口座」以外の口座を「関連口座」といいます。また、代表口座は普通預金口座（カードローン口座除く）のみとし、関連口座は、普通預金口座・カードローン口座・定期預金口座のみとします。)

４．本サービスは原則として、国内でのご利用に限るものとし、海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により、本サービスの全部または、一部をご利用いただけません。

第２条　利用対象者

１．利用対象者
（１）当行がご利用を承諾したお客さま
（２）当行にキャッシュカード発行済の普通預金口座をお持ちのお客さま
（３）当行にご利用可能な電話番号を登録済のお客さま
（４）本人確認の手続きがお済のお客さま
（５）日本国内に居住しているお客さま
（６）メールアドレスを保有しているお客さま
（７）個人のお客さま

２．当行との本契約は１人につき１契約とします。

３．原則、個人事業主のお客さまはご利用できません。

４．お客さまは、本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第３条　利用可能電子機器

１．本サービスの利用に際して使用できる電子機器は、インターネットに接続できるパソコン・スマートフォン等（以下「端末等」といいます）に限ります。ただし、ご利用環境によっては使用できない場合があります。

２．お客さまご利用の端末等の紛失・盗難等については、速やかに当行へ連絡ください。紛失・盗難の届出に対し当行は所定の手続きを行い、サービスの利用停止の措置を講じます。(お客さまご自身でログイン画面より、サービスの緊急利用停止を行うこともできます。) 届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、サービス緊急利用停止の解除につきましては、身分証明書等ご持参のうえ窓口にご来店ください。

第４条　サービス利用時間

１．本サービスの利用時間は、当行所定の利用時間内とします。なお、当行は本サービスの利用時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第５条　基本手数料

１．本サービス利用の基本手数料はいただいておりません。なお、基本手数料を変更する場合があります。

２．本サービスの基本手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

第６条　振込手数料

１．本サービスの利用に際しては、当行ホームページに掲示する振込手数料（消費税を含みます）をいただきます。振込手数料は、資金移動取引時に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）・貯蓄預金規定・カードローン規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書なしで、端末等で指定した口座から、自動的に引落します。

２．振込手数料を変更することがあります。

３．本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

第７条　本人確認

１．本サービスでは、店番・口座番号・キャッシュカードの暗証番号・当行お届出の電話番号との一致、その他当行が定める方法により本人確認を行います。また、お客さまに設定していただく「ログインＩＤ」「ログインパスワード」「確認用パスワード」（以下「パスワード等」といいます）は当行所定の文字と文字数とします。

２．本人確認で使用するパスワード等はお客さまの端末等にて、当行の指定する方法により任意に変更することができます。

第８条　セキュリティ対策

１．本サービスを利用する端末等の基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェア（アプリ）を常に最新の状態にしてください。

２．パソコンでの重要事項取引（資金移動・情報変更等）を、ご利用のお客さまは、スマートフォンへ「ワンタイムＰＷ」アプリのダウンロードが必須となります。

３．取引の安全性を確保するため、パスワード等は、端末等に保存せずお客さまが厳重に管理し、他人に知らせず、紛失・盗難にあわないよう、十分にご注意ください。

第９条　ワンタイムパスワード

１．　ワンタイムパスワード
（１）ワンタイムパスワードとは、１分ごとに自動発行される１回限りのパスワードで、万が一、第三者が取得しても発行後数分で無効となり、よりセキュリティの高い、安全な状態で本サービスをご利用いただけます。
（２）本サービスにて、重要事項取引（資金移動・情報変更）をご利用になる際は、「ワンタイムＰＷ」アプリ（※１）のインストールが必須となります。
（３）本サービスをご利用中でワンタイムパスワードの設定を完了しているお客さまが、本サービスへログインいただく際は、「ログインＩＤ・ログインパスワード」の入力に加えて、スマートフォンに表示されるワンタイムパスワードの入力が必要となります。
（４）ワンタイムパスワードの使用により本サービスのセキュリティ強化を行います。
（※１）・・「ワンタイムＰＷ」アプリとは、本サービスへのログインまたは、重要事項取引等を行うためのワンタイムパスワードを生成するアプリのことです。

２．利用方法
（１）アプリのダウンロード
スマートフォンのアプリダウンロード用アプリ（Play ストア・APP ストア等）より「ワンタイムパスワード」と検索して「ワンタイムＰＷ」アプリをダウンロードしていただきます。
（２）ワンタイムパスワードの利用申請
当行ホームページより本サービスにログインし、ワンタイムパスワード利用申請を行い、トークン情報を取得していただきます。
（３）利用開始
利用申請にて取得したトークン情報を「ワンタイムＰＷ」アプリで設定を行い、利用可能となります。

３．ワンタイムＰＷアプリの管理
（１）「ワンタイムＰＷ」アプリをインストールしたスマートフォン等は、お客さまご自身で厳重に管理し、紛失・盗難等にあわないよう、十分にご注意ください。また、パスワード等は、端末等に記憶（保存）することがないようにご注意ください。
（２）スマートフォン等の紛失・盗難等により、他人に使用されるおそれが生じた場合、または、他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに、お客さまから当行に対し当行所定の方法により届け出を行って下さい。当行はこの届け出を受け付けた場合は、直ちに本サービスの取り扱いを停止します。なお、当行へ届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
（３）機種変更等行った場合、再度、ワンタイムパスワードの設定を行ってください。

４．ワンタイムパスワードの利用停止
「ワンタイムＰＷ」アプリで発行されたワンタイムパスワードと異なる、ワンタイムパスワードが当行所定の回数以上、連続して入力された場合、当行は本サービスの利用を停止します。再度本サービスの利用を希望する場合は、当行インターネットバンキング窓口のフリーダイヤルへご連絡いただき、利用停止の解除手続きを行って下さい。

５．利用手数料
「ワンタイムＰＷ」アプリの利用手数料は無料です。ただし、端末利用料および、通信費はお客さまのご負担となります。

第１０条　メールの利用

１．本サービスの取引結果および当行からの通知・連絡等の受信のため、ご利用中のメールアドレスを初期設定時に登録していただきます。

２．登録したメールアドレスを変更する場合は、本サービスの「お客様情報変更」より変更ができます。

３．通信障害、その他の事由によりメールの未着・延着が発生した場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの、未着・延着によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

４．お客さまの登録したメールアドレスがお客さま自身の責めにより、誤っていても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第１１条　取引依頼

１．本サービスによる取引は、第７条に従った本人確認が完了後、お客さまが、取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に伝達することで、取引の依頼を行うものとします。

２．当行が、お客さまより本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客さまの端末等に取引内容の確認画面を表示しますので、相違がない場合には、承諾・実行または、確定を行ってください。当行が、取引の承諾・実行または、確定を受信した時点で当該取引の依頼内容が成立したものとし、当行所定の方法で処理を行います。

３．お客さまの利用口座より資金の引落しを行う取引については、前項の依頼が確定した後、当行はお客さまから受付けた引落しの資金および、振込手数料を預金通帳・払戻請求書の提出なしに該当する利用口座から資金の引落しを行い、当該引落しをもって取引が成立したものとします。

４．以下の理由等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱い、本サービスの画面でその旨をお知らせいたします。また、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（１）支払い指定口座が解約されている場合。

（２）振込・振替取引において入金指定口座が解約されている場合。

（３）振込・振替等の取引金額、振込手数料、その他本サービスに関して必要となる手数料等の合計金額が支払い指定口座より引落しすることのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。

（４）差押等やむを得ない事情があり、当行が支払い指定口座からの引落しを不適当と認めた場合。

５．本サービスでは１日当たりの限度額を定めております。限度額は、当行が定めた上限金額内で所定の方法により、お客様ご自身で変更することが可能です（第１３条　参照）。また、１日当たりの上限金額（合算）を超えた取引依頼についてはお取引できません。

６．お客さまの依頼内容・取引内容はすべて当行において記録され、相当期間保存されます。また、依頼内容・取引内容については、当行の記録内容を正当なものとして取り扱います。

７．当行が第７条に従って本人確認を行い、取引を実施した場合、パスワード等についての不正使用、二重送信、誤入力データ送信等、その他事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱います。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

８．本サービスの利用について所定の回数、連続して届出と異なるパスワード等を入力した場合、当行で定める時間、お客さまは本サービスへログインすることができなくなります（以下「ロックアウト」といいます）。ロックアウトまたは、パスワード失念等については、お客さまご自身でパスワード等の初期化を行ってください。なお、当行はパスワード等の照会に対して回答できかねます。

９・所定の回数連続してロックアウトした場合、その時点で当行は本サービスの利用を停止いたします。再度本サービスの利用を希望する場合は、当行インターネットバンキング窓口のフリーダイヤルへご連絡いただき、利用停止の解除手続きを行って下さい。

第１２条　サービスの種類

１．照会サービス

（１）お客さまからの依頼に基づき、登録済みの利用口座の各種（残高・入出金明細等）照会を行うことができます。

（２）利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこのサービスの時間をお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。

（３）当行が回答する内容は、照会時点の最新の取引内容が反映されない場合があります。最新の取引内容が反映されないために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（４）入出金明細照会には、リアルタイム明細照会とＷＥＢ通帳照会があります。

①リアルタイム明細照会の照会期間は日付の範囲指定（最長で前々月の１日から当日まで）の照会ができます。また、最近１週間・当月・前月・前々月等、照会期間の選択が可能です。

②ＷＥＢ通帳照会の照会期間は、前年同月（最長で１３ヶ月）の１日から前日までの照会ができます。

２．振込サービス

（１）当行がお客さまの依頼に基づき支払指定口座（普通預金口座）から、お客さまの指定した金額を引落し、当行または他の金融機関の国内本支店あてに行う資金移動取引を「振込」として取り扱います。なお、振込取引は、当行所定の振込手数料をいただきます。

（２）振込取引には、依頼日を処理日とする当日扱いと振込指定日を翌営業日以降 7 営業日以内に指定する予約扱いがあります。（予約扱いで指定できる日は、当行営業日のみとなります。）
当日扱いは即時、予約扱いは指定日に、指定した金額を支払い指定口座から引落します。

（３）当日扱いとする取引の依頼内容確定後には、本サービス利用の端末等による依頼内容の取消しおよび、変更はできません。
お客さまが依頼内容の取消しまたは、変更を行いたい場合は、当行本支店窓口において、当行所定の手続きを行ってください。

（４）予約扱いの取引については、振込指定日前日までに限り予約受付けを取消しできます。振込指定日以降の取消しについては、当行本支店窓口において、当行所定の手続きを行ってください。

（５）振込指定口座へ入金できない場合の取り扱い

①振込手続きにおいて振込先指定口座への入金ができない場合には、いずれの理由にかかわらず、振込依頼時にお客さまが指定した支払指定口座へ振込資金を返金します。ただし、振込手数料は、返却されません。

②振込結果については、お客さまの責任において必ず確認してください。

③支払指定口座への振込資金の返金までは、時間を要することがあります。

（６）以下のいずれかに該当する場合、振込サービスによる振込のお取引はできません。

①当行指定の「ワンタイムＰＷ」のアプリをダウンロードし、設定がお済みでない場合

②振込資金、振込手数料の合計額が、当行が確認できた振込指定日において支払い指定口座から払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。

③支払い指定口座からの払出しが、本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払い指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは当行の任意とします。

④前②③の場合において、当行の振込手続時に不能となった振込の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込は行われません。

⑤支払い指定口座、あるいは入金指定口座が解約されている場合。

⑥差押等やむを得ない事情のため、当行が振込を取扱うことが不適当と認めた場合。

⑦その他、当行が必要と認めた場合。

３．振替サービス

（１）あらかじめ指定された利用口座の相互間で、ご指定金額を引落のうえ入金することができるものです。

（２）振替取引には、依頼日を処理日とする当日扱いと振替指定日を翌営業日以降７営業日以内に指定することができる予約扱いがあります。
当日扱いは即時、予約扱いは指定日に、指定した金額を支払い指定口座から引落します。

（３）当日扱いとする取引の依頼内容確定後には、本サービス利用の端末等による依頼内容の取消しおよび、変更はできません。

（４）予約扱いの取引については、振替指定日前日までに限り、取消しを受付けます。

（５）以下のいずれかに該当する場合、振替サービスによる振替のお取引はできません。

①振替資金が、当行が確認できた振替指定日において支払い指定口座から払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。

②支払い指定口座からの払出しが、本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払い指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは当行の任意とします。

③前①②の場合において、当行の振替手続時に不能となった振替の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振替は行われません。

④支払い指定口座、あるいは入金指定口座が解約されている場合。

⑤差押等やむを得ない事情のため、当行が振替を取扱うことが不適当と認めた場合。

⑥その他、当行が必要と認めた場合。

４．定期預金追加預入受付サービス

（１）お客さまの端末等から当行所定の方法による取引依頼に基づきあらかじめ指定された支払い口座から定期預金の預入手続きを行うサービスです。

（２）ご利用になる場合は、定期預金口座（ご本人名義）を、関連口座へ追加する手続きが必要です。

（３）預入できる定期預金は当行所定の種類とします。

（４）預入日は当行所定の日とします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の預入日を変更することがあります。

（５）預入される定期預金には、当行の基準金利を適用します。

（６）当行は、第１１条２により依頼内容が確定した場合は、原則として当行所定の預入日に預入資金を普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、カードローン規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書なしに支払い指定口座より払出のうえ定期預金口座宛に預入手続きを行います。

（７）預入不能事由等

①預金金額が支払い指定口座の払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。

②お客さまより支払い指定口座に関する支払停止の届出があり、それに基づき、当行が所定の手続きを完了している場合。

③定期預金口座が少額貯蓄非課税制度の提供対象となっている場合。

④差押等やむを得ない事情のため当行が預入を取扱うことが不適当と認めた場合。

⑤その他、当行が預入不能と認めた場合。

（８）第１１条２により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消しはできないものとします。

５．公共料金自動振替受付サービス

当行と提携のある収納機関に対し、利用口座（普通預金口座に限ります）を自動引落口座とした公共料金の支払いに関する預金口座振替契約を受付けるサービスです。

６．税金・各種料金払込（ペイジー）サービス

（１）当行と提携のある収納機関に対し、税金、公共料金、各種代金申込支払等（以下「料金等」といいます）の払い込みを行うため、登録された代表口座および関連口座（普通預金）を指定支払い口座として、払込資金を引落しのうえ、料金等の払い込みを行ういことができるサービスです。

（２）収納機関から通知された収納機関番号、お客さま番号（納付番号）、確認番号、その他当行所定の事項を正確に入力して下さい。ただし、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報または、請求情報を確認したうえで、料金等の支払い方法として料金等払い込みを選択した場合はこの限りではなく、当該請求情報または、納付情報が本サービスに引き継がれます。

（３）照会または、前号但し書きの引継ぎ結果として、お客さまの端末等の画面に表示される納付情報または、請求情報を確認したうえで、お客さまの支払口座の選択、パスワード等、その他所定の事項を正確に入力して下さい。お客さまは、当行が定める方法及び操作手順にて、内容を正確に入力し、料金等払い込みの申込を行ってください。

（４）料金等の払込ご利用時間は、当行所定の利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変更等により、当行所定の利用時間内であっても利用できない場合があります。

（５）料金等の払込資金は、依頼日当日付けで、第１１条２による取引依頼内容が確定した場合は、払込資金を当行の普通預金規定、カードローン規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書なしに、支払い指定口座から引落します。なお、払込資金の引落しにあたり、当行は料金等の払込にかかる領収書の発行はいたしません。収納機関の納付情報または、請求情報の内容および収納機関での収納手続きの結果等に関する照会については、直接収納機関にお問い合わせください。

（６）税金・各種料金払込サービスの契約は、当行が払込資金を引落したときに成立するものとします。

（７）次のいずれかに該当する場合、料金等の払込のお取扱はいたしません。これに起因してお客さまが料金等の払込を行うことができず、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

①当行指定の「ワンタイムＰＷ」のアプリをダウンロードし、設定がお済みでない場合（支払先・・民間に限る）

②料金等の払込金額が支払い指定口座から払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲の金額を含みます）を超える場合

③支払い指定口座（利用口座）が解約されている場合

④お客さまより支払い指定口座に関する支払禁止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを完了している場合

⑤差押等やむを得ない事情のため当行が支払いを不適当と認めた場合

⑥１日あたりの払込金額が、当行所定の払込限度額を超える場合

⑦収納機関から、納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合

⑧当行所定の回数を超えて確認用パスワードを誤って入力した場合

⑨その他当行が必要と認めた場合

（８）料金払込にかかる取引の成立後は、お客さまは、料金等払込の取引依頼の取消しまたは訂正を行うことはできません。また、収納機関からの連絡により、料金等払込が取消しされた場合、当行は、契約者の承諾なしに、当該払込にかかる金額を当行所定の方式により、支払い指定口座に返却します。この場合、払込手数料等は、返却いたしません。

第１３条　限度額

１．各口座ごとに「振込・振替限度額」と「税金・各種料金の払込み（ペイジー）限度額」の設定が必要です。

２．「振込・振替限度額」および「税金・各種料金の払込み（ペイジー）限度額」の初期設定金額は、当行で定めた値となります。

３．各口座の「振込・振替限度額」および「税金・各種料金の払込み（ペイジー）限度額」は、お客さまご自身で変更可能です。また限度額の変更には確認用パスワードが必要となります。

４．１口座の「振込・振替限度額」および「税金・各種料金の払込み（ペイジー）限度額」の上限は５００万円となります。

５．振込・振替限度額の引下げは、即時反映されます。（下表参照）

６．振込・振替限度額の引上げは、７日後の反映となります。それまでは変更前の限度額が有効となります。（参考例　下表参照）

現在限度額：200万円	現在	変更日	翌日	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後
100万円へ引下げ	200万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万
500万円へ引上げ	200万	200万	200万	200万	200万	200万	200万	200万	500万	500万

７．当行で定めた限度額の初期値は変更する場合があります。

第１４条　取引内容の確認

１．資金移動の取引後は、すみやかに本サービス内の照会サービスか、普通預金通帳等への記帳により、取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちに、その旨を取引店にご連絡ください。

２．取引内容・残高に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じた場合は、当行が保存する記録内容を正当なものとして取り扱います。

第１５条　関連口座の登録と削除

１．関連口座登録

（１）お客さまご自身で関連口座の追加登録が行えます。ただし、当行所定の数を超えて登録することはできません。

（２）ご登録可能口座は、ご本人名義の口座のみとなります。（ご家族等別人名義（未成年含む）、個人事業主、屋号付き口座等の登録はできません。）

（３）口座種目は、普通預金口座・カードローン口座・定期預金口座のみとなります。口座情報が確認できるタイミングは口座種目で異なります。普通預金口座は即時、カードローン口座は翌営業日、定期預金口座は翌々日となります。

（４）お申込みいただいた口座と代表口座の登録情報が異なる場合は、関連口座として追加できない場合があります。

（５）関連口座の限度額の初期設定値は、当行で定めた値となります。

（６）限度額の設定値以上の資金移動をご利用の場合は、お客さまご自身で限度額の変更を行ってください。（限度額引下げの反映は即時となり、限度額引上げの反映は７日後となります。それまでは変更前の限度額が有効となります。（参照　第１１条５項））

２．関連口座削除

（１）本サービスでは、お客さまご自身で関連口座の削除が行えます。

（２）予約扱いの資金移動（振込・振替等）がある場合は関連口座の削除は行えません。

（３）削除した関連口座からの振込・振替サービスおよび削除した関連口座への振替サービスは停止します

（４）画面上の関連口座は翌営業日に反映（削除）します。

（５）本サービスによる取引で、削除しようとしている関連口座において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、削除できない場合があります。

（６）削除により、その時までに資金移動の処理が完了していない取引の依頼については、当行は、その処理を行う義務を負いません。

（７）削除しようとしている関連口座がＷＥＢ通帳（無通帳口座）の場合、口座解約または紙通帳の発行が必要となるため窓口での受付となります。（第１６条参照）

第１６条　ＷＥＢ通帳（無通帳口座）

１．ＷＥＢ通帳（無通帳口座）とは、本サービスまたは、現金自動預入支払機（以下ＡＴＭといいます）を利用し、紙媒体の通帳を発行しない普通預金のことをいいます。原則、窓口でのお取引は受付できません。

２．ＷＥＢ通帳照会は、本サービスの契約日以降、最長１３ヶ月分の入出金明細の確認ができます。
ただし、当日の明細はリアルタイム明細照会にて確認ください。

３．すでに通帳を発行している普通預金口座（以下「有通帳口座」といいます）を開設されているお客さまは、当行所定の方法によりＷＥＢ通帳に切り替えることができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、ＷＥＢ通帳をご利用（設定）できません。

（１）普通預金口座以外の場合

（２）本サービスの利用口座でない場合

（３）ＷＥＢ通帳に切替を希望する普通預金口座について、紛失・盗難等の届出が出されている場合

（４）総合口座通帳の場合
（※総合口座を普通預金と定期預金へ区分変更後取扱可となります。）

４．本サービスまたは、ＡＴＭで、完結しない入出金取引（小切手入金・多額の現金の入出金・金種を指定した払戻等）、口座解約、キャッシュカード等の紛失・盗難などの事故届、および住所・電話番号等の届出事項の変更等は、当行本支店窓口で、所定の方法により本人確認を行い受付します。

５．ＷＥＢ通帳を契約されていて無通帳口座のお客さまが有通帳口座に切替える場合は、所定の方法で本支店窓口に届出てください。この場合、所定の手数料がかかります

６．口座解約および本サービスの解約（解除）は窓口での受付となります。

第１７条　サービス内容の変更等

１．サービスの変更
本サービスの内容については、お客さまに通知することなく変更することができるものとします。その場合、変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。

２．サービスの追加
今後、本サービスに追加される取引メニューについて基本的には、新たなお申込みの必要はありません。ただし、一部メニューに関してはこの限りではありません。

３．サービスの休止
当行は、システムの維持、安定性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスを休止することができるものとし、休止期間、および内容については、当行ホームページ等にて、通知します。

４．サービスの廃止
本サービスの全部または、一部について、当行はお客さまに事前に通知することなく廃止する場合があります。

５．サービスの変更、一部変更、追加、廃止、一部廃止等する場合、本規定を変更することがあります。

６．変更等の告知
本サービスの内容を変更等した場合は、当行ホームページ等への掲載により告知いたします。

第１８条　本サービスの不正利用による被害補償

１．本サービスで使用するパスワード等の盗難・盗用（以下「盗難等」といいます）により、他人に本サービスを不正に利用された振込（ただし、税金・各種料金の払込み（ペイジー）サービスによる振込は含みません）の被害については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該振込の額およびこれにかかる手数料、利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
（１）パスワード等の定期的な変更が行われている場合（一定期間パスワードの変更が行われていないお客さまへはログイン時、ログインパスワードおよび、確認用パスワードの変更画面を表示しています）
（２）パスワード等の盗難等に気づいてから速やかに、当行への通知が行われている場合
（３）当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われている場合
（４）警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示している場合

２．前項の請求がなされた場合、当該振込がお客さまの故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の３０日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた振込の額およびこれにかかる手数料、利息の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該振込が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび、当該振込がお客さまの過失により行われたことを、当行が証明した場合には、当行は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額で補てんする場合があります。

３．前記２項の規定は、前記１項にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかるパスワード等を用いて行われた不正な振込が最初に行われた日）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

４．前記１項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんの責任を負いません。
（１）当該振込が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
①当該取引がお客さまの重大な過失により行われたこと
②お客さまの配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
③お客さまが被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
（２）パスワード等の盗難等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは、これに付随して行われたこと

第１９条　免責事項

１．本サービスの利用に際し偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

２．次の各号の事由により振込の入金不能、入金遅延等が起こっても、生じた損害について、当行は責任を負いません。
（１）災害・事変・裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があった場合
（２）当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害により取扱いが中断したと判断される場合（確認用パスワードを入力後に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、取引内容をお取引店に問い合わせるか、または障害回復後に資金移動取引照会でご確認ください）

３．本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由によりお客さまに生じた損害に対し、当行は一切の責任を負いません。

第２０条　届出事項の変更

１．利用口座、印章、氏名、住所、電話番号等、届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出てください。

２．前項の届出の前に、届出がなかったことによる当行からの通知または、送付する書類の未着・延着につきましては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、それにより、生じた損害については、当行は責任を負いません。

第２１条　契約期間

本サービスの契約期間は、契約日から起算して１年間とし、お客さままたは、当行から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第２２条　解約等

１．本サービスの利用契約は当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。お客さまによる本サービスの解約の手続きは、お客さまご自身で当行アプリまたは、本サービスログイン画面より行ってください。解約手続き完了前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

２．前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、即時解約ができない場合があります。

３．解約のお申込みが完了した時点で、利用口座の資金移動はできなくなります。ただし、ログイン等ができなくなるのは、翌営業日からとなります。

４．ＷＥＢ通帳（無通帳口座）の登録（関連口座含む）がある場合、本サービスの解約には、口座解約または紙通帳への切替が必要となるため窓口での受付となります。

５．お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はお客さまに通知することなく本サービスを解約することができるものとします。
（１）支払いの停止または、破産等の申立があった場合
（２）手形交換所の取引停止処分を受けた場合
（３）相続の開始があった場合
（４）住所変更等の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明になった場合
（５）日本国の居住者でなくなった場合
（６）当行に支払うべき所定の手数料の未払いが生じた場合
（７）当行に対して負担する債務の一部でも履行が遅延した場合
（８）１年以上にわたり、本サービスの利用がない場合
（９）本サービスを不正に利用する等、サービスの中止を必要とする相当の事由が発生した場合
（１０）本規定に違反した場合
（１１）その他の取引約定等に違反した場合など、当行が本サービスの中止または解約を必要とする相当の事由が発生した場合

６．本サービスが解約等により終了した場合には、その時までに資金移動の処理が完了していない取引の依頼については、当行は、その処理をする義務を負いません。

７．本サービスが解約等により終了した場合には、既に支払われた基本手数料については、払戻いたしません。
※2025 年３月現在、基本手数料はいただいておりません。

８．当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、お客さまに通知することなく、いつでも、本サービスの利用を一時的に停止または、解約することができます。ただし、当行はこの規定により、お客さまに対して一時停止措置義務を負うものではありません

第２３条　個人情報の取扱いについて

１．当行は、本サービス初期設定時に登録した情報やその他、本サービスにかかる過程で知りえた情報を当行がお客さまに対してより良い商品・サービスを提供するため、および業務上必要とする範囲内で利用できるものとします。

２．当行では、お客さまが同意されている場合または、法令等により必要と判断される場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

３．当行はお客さま情報を正確かつ最新の状態に保つため、適切な措置を講じることに努めるものとします。また、お客さま情報への不正アクセスなどが行われないよう、セキュリティ対策に万全を期するとともに、お客さま情報の取扱いには十分留意するものとします。

４．上記１～３項で定めのない事項については、当行の「個人情報の取扱いについて」を準用します。

第２４条　反社会的勢力との取引拒絶

１．お客さまが次の（１）および（２）のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用をお断りするものとします。また、初期設定後にお客さまの虚偽の申告等が発覚した場合、お客さまに通知することなく本サービスを停止し、本契約を解約することができるものとします。
（１）お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次の①～⑤までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を強要するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員または、経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
（２）お客さまが、自らまたは、第三者を利用して次の①～⑤までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計または、威力を用いて当行の信用を毀損し、または、当行の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

第２５条　外部連携サービス（ＡＰＩ連携サービス）

１．お客さまは、当行が契約を締結した外部の事業者（以下「接続事業者」といいます）との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供するサービスを通じて当行所定のＡＰＩを利用したデータ連携のサービス（以下、「外部連携サービス」といいます）を利用することができます。

２．接続事業者との契約
お客さまが、外部連携サービスを利用するにあたり、接続事業者と契約することが必要となります。接続事業者との契約はお客さまご自身の責任において行うものとします。

３．各規程の適用
外部連携サービスを利用した当行のサービスには、当行が定める普通預金取引規定等の関係する各規程が適用されます。

４．利用手数料
外部連携サービスの利用開始にあたっては、手数料は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

５．外部サービスの利用開始
外部連携サービスの利用開始にあたっては、接続事業者が提供するサービス経由で、本規定に定める当行所定の本人確認を受け、接続事業者ごとに利用開始の認証を行う必要があります。また、ご利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認ならびに再認証が必要となる場合があります。

６．本人確認
前項の利用開始の認証完了後は、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、お客さまの情報を接続事業者と連携することについて、お客さまの指示があったものとみなします。本人確認を行ったうえで取引をした場合、接続事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他事故があっても当行は当該取引を有効なものとし、これによりお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。接続事業者が提供するサービスの認証情報は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に知らせず、紛失・盗難にあわないように十分にご注意ください。

７．セキュリティレベル
お客さまは、接続事業者が提供するサービス経由で外部連携サービスをご利用する場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承します。

８．情報開示
外部連携サービスのご利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客さま情報等を接続事業者に対し開示することができるものとします。また、当行が接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または、損失について当行は責任を負いません。
（１）お客さまの情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
（２）不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

９．各種リスク
外部連携サービスの利用にともない、以下に該当する事象によってお客さまに損害が生じるリスクがあります。お客さまは、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。
（１）接続事業者が提供するサービスの利用に必要となる認証情報等が流出・漏洩・偽造、接続事業者もしくは、当行のシステムへの不正アクセス、または、接続事業者のシステム障害等により、お客さま情報の流出等の発生リスク。
（２）接続事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限りません）により接続事業者のサービス機能停止やお客さま情報の流出等の発生リスク。

１０．外部連携サービスの変更・取り止め
外部連携サービスの変更・取り止めは、接続事業者が定める所定の方法により申込むものとします。当行は、変更・取り止めのために発生した損害について責任を負うものではありません。

１１．提供情報
外部連携サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点の当行システム上、提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。これにより生じたお客さまの損害について当行は責任を負いません。

１２．免責事項
当行は、外部連携サービスに関し、ＡＰＩを用いて接続事業者が提供するサービスとの連携が適時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、的確性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。
接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者がお客さまとの間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因して発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。
外部連携サービスに関する技術上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他事由により、お客さまに事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または、一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因して発生した損害について当行は責任を負いません。

１３．サービスの休止
当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止時期・内容・期間等に関するお客さまへの告知については、当行の定める方法によることとします。

１４．サービスの廃止
当行は、外部連携サービスの全部または一部について、お客さまに告知することなく廃止する場合があります。また、外部連携サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第２６条　規定の変更

１．この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、民法第５４８条の４の規定に基づき変更するものとします。
２．前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当行ホームページ等への掲載または、その他相当の方法で公表することにより周知します。
３．前２項による変更は、公表の際に定める１ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第２７条　関係規定の適用・準用

１．この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定等により取り扱います。
２．振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第２８条　準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する一切の紛争についての専属的合意管轄裁判所は、当行の本店所在地を管轄する地方裁判所とします。

第２９条　譲渡・質入等の禁止

本サービスに基づくお客さまの権利及び預金等の譲渡・質入はできません。

以上

（２０２５年３月）